



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

2010年6月1日

「LT会」会報第10-10号（総68号）

### 商標権の戦い

発売からわずか一ヶ月余り、アップルのiPadは消費者の熱烈な支持を受け、5月末、アメリカ以外の9カ国でも発売され、売上は好調だ。但し残念ながら、その9カ国の中に中国は入っていない。中国市場への正式参入を果たす前に、iPadには解決しておかねばならない多くの難問がある。商標権の争いもその内の一つである。

香港の上場企業唯冠国際（00334HK）が台湾と中国大陸におけるiPadの商標権を所有しており、去年、同社は台湾におけるiPadの商標権をアップルに売却した。今回、中国大陸における同商標権問題に関して、唯冠国際は360万米ドルの値段を提示しており、アップル側はこれを高すぎるとしている。だが、アップルに不利なのは、iPadとIPADが10年前に申請した商品の類別は“計算機、計算機周辺設備”等となっており、同類商品の国内での生産と販売を含め保護を受けており、法律上これを破るのは非常に難しい点だろう。

だがこの時、巨龍兄弟会社と名乗る深センの企業が現れ、アップルが自社製品の外観に関する特許を侵害したと声明をだしたのだ。そして大陸におけるiPadの商標権争いに加わる構えであるという。聞くとところによると、同社は去年、国家知的財産局に対し、二つの平面テレビの意匠権特許を申請しており、同社の責任者いわく、もしアップルが中国で販売するなら、中国国内ではアップルが外観に関する権利侵害で訴えられることになるだろう。もし、唯冠国際から先に中国におけるiPadの商標権を買収することができたら、勝訴の可能性は大きい。

もしも巨龍兄弟会社が中国でのiPadの登録商標を買取り、更に申請中の意匠権特許となると、アップルの中国進出にとって最大の足枷となるだろう。

それはさておき、最近、蘇州にある当社の関連子会社IB早稲田ラーニングセンターも商標権に関する争いに巻き込まれた。この事例は、会員企業の皆様にとっても、身近な例として、参考にしていただけるだろう。

2008年10月、当社は日本千葉県にある学習塾“IB早稲田”の蘇州子会社の学習塾を買収し、買収後も名称と商標はそのまま使用していた。ところが2009年11月、上海の某弁護士事務所から弁護士書簡が送られてきて、“早稲田”は上海某医療会社が既に中国内で登録した商標で、IB早稲田の名称を使用することは、商標権の侵害に当たるため、損害賠償として150万元を支払うよう要求してきたのである。後日明らかになったことだが、その医療会社は他にも中国中で“早稲田”の名を使った研修機関や学校あてに同じような損害賠償請求書を送付しており、中には早々と賠償に応じた会社もあったという。だが、当社は断じて賠償には応じず、国家商標局に対し、当該登録商標が3年間未使用であることを理由に、撤回要求申請をした。2010年3月、相手側は当社が譲らないことを知って、蘇州市虎丘区人民法院に商標権侵害訴訟を起こした。当時のこちら側の言い分として以下の点があげられる。

1. “早稲田”は日本の地名であり、中国でも誰もが知っており、中国の商標法の規定によれば、地名は商標として登録できない。したがって、すでに登録されていたとしても、これを撤回することが可能である。



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

2. 日本の早稲田大学は2006年4月、既に同商標について中国国家商標局に対して撤回申請をしており、現在同商標は争議係争中であり、今回の提訴を取り下げるよう要求する。

だが、事態は意外なところで大きく局面を変えた。開廷の数日前、国家商標局商標審査委員会から上記の第2点の争議について、上海某医療会社の商標登録権を取り消すという裁定が下された。今のところ、この商標に関する訴訟はまだ終結していないが、当社のIB早稲田蘇州校は何ら支障なく営業を続けている。

世界的な有名企業の商標権争いを見る時、ややもすれば我々の日常とは縁のないものと思いがちだが、商標や知的財産権に関する事件は、ますます日常的に我々の身の回りで起こっている。この方面でのリスクを軽視せず、まず自社の商標権をしっかりと保護するためにも、できるだけ早く登録申請し、備えを怠らないことが肝心である。また、為にするような、悪意の要求に対しては、性急に事を運ぼうとせず、法律に基づいて冷静に対応することが大切であろう。

以上